

岡労発基 0114 第2号  
令和3年1月14日

関係団体各位

岡山労働局長



緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における  
新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

平素より労働災害の防止を始めとする労働行政施策の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出され、同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1)(新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)が改正されたところです。

つきましては、職場での感染防止を図るため、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行うとともに、引き続き、事業場の換気励行等の感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動の徹底、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の実践等をお願いいたします。

なお、上記取組のために参考となる資料について、岡山労働局ホームページの以下のURLに掲載しておりますので、事業場において活用してください。

記

[https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage\\_00443.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00443.html)